

議会運営委員会

日 時 平成 27 年 5 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

(1) 各会派での意見について

(2) 今後の取り組みの方向性について (別紙 1) (別紙 2)

2 その他

(1) 次回の日程について

亀岡市議会の取り組み

	実施項目
情報公開	・議長交際費、政務活動費の公開(情報コーナー、HP)
	・インターネット中継の実施(本会議、予算・決算特別委員会)
	・会議録検索システムの公開
	・委員会会議記録・会議資料の公開(情報コーナー、HP)
	・行政視察報告書の公開(議会図書室、HP)
	・市議会だよりの改編、充実
	・市議会HPの充実
	・議会フェイスブックの開設
	・議案に対する賛否状況の公開(議会だより、HP)
	・傍聴者への会議資料配付
	・庁舎入口に一般質問開催案内板設置
	・一般質問通告書一覧の記載内容充実、公開
	・議員団研修の公開
	・本会議の休日開催
	・本会議傍聴者への手話通訳、要約筆記手配(議会報告会含む)
住民参加(含広聴)	・議会報告会の開催
	・わがまちトーク(テーマ別)の開催
	・子ども議会の開催(H27.8.21予定)
	・会議における請願者等の意見陳述機会の確保
機能強化	・質疑の通告制採用
	・一般質問に一問一答制を導入
	・政治倫理条例の制定
	・常任委員会の月例開催
	・議会基本条例の制定、見直し
	・決算審査における事務事業評価の導入
	・文書質問制度の導入
	・会議等へのPC等情報端末持ち込み許可
	・政策研究会の設置
	・反問権の付与、拡大
	・決算、予算審査時の説明資料
	・決議等への対応義務付け
	・議決事項の拡大
	・調査機関の設置
	・議員間自由討議の導入(委員会)
	・議員定数・報酬の検討(議員定数削減)
	・会議出席時の費用弁償の廃止
	・委員会傍聴を許可制から届出制へ
・参考人制度の活用	
・広報広聴会議の設置	

章	条	見出し	条文	具体的方策等
第1章	第1条	目的	1 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	
	総則 第2条	議会の役割	1 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。	
第2章 議会及び議員の活動原則	第3条	議会の活動原則	1 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 公平性及び透明性を確保し、市民にかかれた議会運営を行うこと。	
			市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。	
			自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。	
			市政への市民参加を推進すること。	
			市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。	
第4条	議員の活動原則	1 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。		
		市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		
		議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
第5条	会派	1 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。		
		2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。	会派の役割を明確化(運用基準)	

章	条	見出し	条文	具体的方策等
第3章	市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	1 議会は、会議を原則公開とする。	委員会傍聴を許可制から届出制に改正 議員団研修の公開
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	傍聴者への会議資料配付 本会議の土曜日開催(代表・個人質問) 議案の賛否状況の公開(だより・HP) 一般質問通告一覧表の公開 本会議のライブ中継・録画配信 予算・決算特別委員会の録画配信 会議録検索システムの公開・機能性向上 委員会記録・資料の公開(情報、HP) 行政視察報告書の公開(図書室・HP)
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	参考人制度の活用 H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H25:4回(常任委員会・決算特別)
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	会議における請願者等の意見陳述を制度化 (H26.10月:条例改正(追加))
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	議会報告会及び意見交換会は第7条に基づき実施。 子ども議会の開催(H27.8月予定) 議場の多目的活用(議員団研修公開、亀岡祭山鉾くじとり式開催)
第7条	議会報告会等	1 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。	各定例会後に議会報告会を開催 (自治会を単位として3会場開催×2回) ・H22.11～計48会場(自治会2巡・参加776人)	
		2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	わがまちトーク(テーマ別)の開催 H26:2回(放課後児童会、議会広報広聴) 委員会の意見交換会の開催 H26:1回(商業協同組合) H27:1回(NPO子育てネットワーク)	

章	条	見出し	条文	具体的方策等
第4章	第8条	議員と市長等の関係	1 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。	質問通告書様式変更(具体化)(H24.6~) 一問一答制の導入(個人質問)
			本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。	反問権の付与、拡大(制限の撤廃)
	第9条	議会審議における論点の明確化	1 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 提案の理由及び経緯 他の自治体の類似する政策等との比較検討 市民参加の実施の有無とその内容 総合計画との整合性 政策等の実施に係る財源措置 将来にわたる政策等のコスト計算	
			2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	決算、予算審査時の説明資料 ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「主要施策報告書」
	第10条	政策執行に対する評価	1 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	決算審査における事務事業評価
第10条の2	閉会中の文書質問	1 議員は、閉会中に、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。	文書質問制度の導入 H26:1回 H25:2回	
第10条の3	決議等への対応	1 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	決議・請願への対応義務付け (H26.10月:条例改正(追加))	

章	条	見出し	条文	具体的方策等	
第5章	第11条	96・2 議決事項	1 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	議決事項の拡大 (総合計画の基本構想及び基本計画)	
	議会の機能の強化	第12条	調査機関の設置	1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	調査機関の設置(実績なし)
			2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。		
3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。					
第6章	第13条	定例会の回数及び会期	1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	常任委員会の原則別日開催	
	第14条	議員間の自由討議	1 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。		
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	委員間自由討議の導入(委員会)	
			3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的にを行うよう努めるものとする。	政策研究会の設置 ・H26:構成員4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例について)	
	第15条	委員会活動	1 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	常任委員会の月例開催	
	第16条	広報広聴の充実	1 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	議会だよりの改編、充実 議会HPの掲載充実 議会フェイスブックの開設 広報広聴会議の活動	
	第17条	議員研修の充実	1 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。		
	第18条	議会事務局	1 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		
2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。					

章	条	見出し	条文	具体的方策等
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	第19条	議員の政治倫理	1 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	政治倫理条例の制定
	第20条	議員定数	1 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	議員定数の検討(定数2人削減)
			2 議員定数は、別に条例で定める。	
	第21条	議員報酬	1 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	議員報酬の検討(現行維持) 会議出席時の費用弁償廃止
			2 議員報酬は、別に条例で定める。	
	第22条	政務活動費	1 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。	
			2 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	
			3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。	政務活動費収支報告書の公開(情報コーナー、HP等)
	第8章 最高規範性及び検証等	第23条	最高規範性	1 この条例は、議会における最高規範である。
第24条		条例の検証及び見直し	1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	議会基本条例の検証・見直し (H26.6～9月)